

高砂市週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱試行要領

1 趣旨

この要領は、建設業における働き方改革を推進する観点から、労働環境の改善や将来の担い手の確保を図る取組として、高砂市が発注する工事において、週休2日を確保する工事を試行するために必要な事項を定める。

2 対象工事

高砂市が週休2日制度の試行実施のために指定する工事とする。

3 発注方式

発注者が、週休2日の確保に取り組むことを指定する「発注者指定方式」とする。

4 実施方法

- ・入札段階（入札公告、特記仕様書等）で、週休2日制度の対象であることを明記する（別紙1参照）。
- ・受注者は、契約後、現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く。〕の全ての土曜日及び日曜日を現場閉所すること（以下「現場閉所」という。）とし、併せて、週休2日を反映した施工計画書を提出する。ただし、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- ・発注者は、適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障を来さないように、ワンデーレスポンスに努める。
- ・受注者は、週休2日の取組に当たっては、下請け企業に対し、必要な事項について協力を求める。

5 確認方法等

- ・工事現場の現場閉所は、受注者から提出のある工事履行報告書により確認する（別紙2参照）。
- ・土曜日及び日曜日に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・悪天候又は作業工程等の理由により、土曜日及び日曜日以外の日（以下「平日」という。）が現場閉所となり、土曜日及び日曜日に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、土曜日及び日曜日の現場閉所の日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・受注者の作業員又は下請け企業が現場閉所の日に他の現場に従事することを制限しない。
- ・現場代理人等（監理技術者、主任技術者及び監理技術者補佐をいう。）が現場閉所の日に書類作成等の内業又は他の現場に従事することを制限しない。ただし、専任の者である場合は、他の現場に従事しないこととする。

6 工事成績評定

現場閉所の達成状況に応じて評価する。（考査項目別運用表：総括監督員の工程管理欄にて評価）

＜現場閉所の達成状況＞

現場閉所の日数（平日振替日※を含む。）を現場稼働中の土曜日及び日曜日の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は対象期間に含まない。

暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものが発生した場合は、発注者と受注者とが協議の上対象期間を定める。

※悪天候又は作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜日及び日曜日に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、土曜日及び日曜日の現場閉所の日を平日に振り替えることを可能とする。

7 積算方法等

土木工事にあっては、当初予定価格に4週につき8日以上 of 休日を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乗じるものとする。この場合において、現場閉所の達成状況を確認後、4週につき8日の休日に満たないものは、請負代金額のうち補正分を現場閉所の達成状況に応じて減額変更する。経費等の補正については、兵庫県が別に定める「週休2日制（土日現場閉所）の経費補正における積算要領」、「週休2日制度における労務費補正」※を準用し、費用の計上を行うものとする。

土木工事の積算方法等では積算できない建築工事等にあっては、4週につき8日以上 of 休日を前提に、国が別に定める基準※を準用し、労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所の達成状況を確認し、4週につき8日の休日に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

※要領は適宜改定されるため、適用に当たっては、常に最新のものを参照すること。

8 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(1)入札公告における記載例

本工事は、原則週休2日(土曜日及び日曜日)を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(2)特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、原則週休2日(土曜日及び日曜日)を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること(受注者は、契約後、施工計画書を提出すること)。建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行う。

- 2 天候や地域住民対応等で土曜日及び日曜日の施工が必要となった場合は、監督員と協議の上、振替休日を取得するなど、週休2日に努めること(ただし、工事成績評定の加点等については、土曜日及び日曜日の現場閉所に限定して評価するが、1か月当たり2日を上限として、土曜日及び日曜日の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。)
- 3 現場稼働中の工期(工事着手(現場測量等)前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く。)の原則土曜日及び日曜日の現場閉所(以下「現場閉所」という。)の達成状況(平日振替日※を含む。)に応じて工事成績の評価を行う。
- 4 現場閉所の確認のため、受注者は、工事履行報告書を提出すること。
- 5 労務費等の補正については、当初予定価格に4週につき8日以上の日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が4週につき8日に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて請負代金額のうち補正分を減額変更する。
- 6 土曜日及び日曜日の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等(監理技術者、主任技術者及び監理技術者補佐)が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。ただし、専任の者である場合は、他の現場に従事しないこと。

≪現場閉所の達成状況≫

現場閉所日数(平日振替日※を含む。)を現場稼働中の土曜日及び日曜日の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜日及び日曜日に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、土曜日及び日曜日の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

<労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正>

(例)一般公共(港湾工事4工種を除く。)の場合

補正係数	土日現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5～100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75～87.5%)
労務費	※「週休2日制の経費補正における積算要領」に基づき、 該当工種の補正係数を記載する。		
機械経費(賃料)			
共通仮設費率			
現場管理費率			

工 事 履 行 報 告 書

工事名							
工 期	～						
日 付	(月分)						
月 別	予定工程 % ()内は工程 変更後	実施工程 %	休日数 ^{※1}				備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ^{※2}	休日計 (D) ^{※3} =B+C	
計			ΣA			ΣD	
(休日取得率)			ΣD/ΣA=〇〇%				
(記事欄)							

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手(現場測量等)前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く。〕の原則土曜日及び日曜日の日数とする。悪天候又は作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜日及び日曜日に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、土曜日及び日曜日の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

※2 (C)は土曜日及び日曜日の振替日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、(D)≦(A)となる。

総 括 監督員		主 任 監督員	現 場 技術員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者